

第25章 立入検査

(法第82条)

(立入検査)

法第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〈解説〉

法第82条は、立入検査に関して規定されています。

法第81条の規定による監督処分を行おうとするときには、ほとんどの場合に当該土地に立ち入ることが必要となります。この場合、本来は、監督処分に係る権限を行使しようとする者は、土地の所有者、占有者等の同意を得て立ち入りますが、土地の所有者等の同意が得られない限り当該土地への立ち入りができないとすれば、法第81条に関する事務の執行は不可能となってしまいます。このため、土地の所有者等の同意が得られなくても、必要な限度において、監督処分に係る権限を行使する者が、強制的に当該土地に立ち入り、必要な検査をすることができるようにしたものです。

なお、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第93条第3号の規定により20万円以下の罰金に処せられます。

本市においては、第2項による身分証明書を携帯しております。

第 号		都 市 計 画 法 (抜 粋)	
身 分 証 明 書		第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。	
次の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。		2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	
所属部課名		3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
職 名		4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
氏 名			
有効期限	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	八潮市長	印	